北上市告示甲第64号

北上市立大学（仮称）基本構想策定委員会要綱を次のように定める。

令和６年10月９日

北上市長　八重樫　浩　文

北上市立大学（仮称）基本構想策定委員会要綱

（設置）

第１　北上市立大学（仮称）の設置に関する基本構想を策定するため、北上市立大学（仮称）基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２　委員会は、北上市立大学（仮称）の基本構想の策定のため、意見を述べるものとする。

（組織）

第３　委員会は、委員10人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４　委員の任期は、基本構想の策定が終了したときまでとする。

（委員長）

第５　委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６　委員会は、市長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会は、会議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７　委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。